

# 抗ウイルス・抗菌コート剤購入仕様書

## 1 件名

抗ウイルス・抗菌コート剤の購入

## 2 購入品

### (1) 規格

- (ア) 新型コロナウイルス (COVID-19) を不活性化する除菌、コーティング剤であること。
- (イ) 抗菌成分を固定化するコーティングであること。
- (ウ) エアゾール式であること。
- (エ) 一度の噴霧によりバス車内 (つり革、握り棒、客席等の装備品含む) の除菌及びコーティングが完了するものであること。
- (オ) 製品中に含まれる除菌成分は、厚生労働省が示す濃度が確保されたもので、確実に除菌が行える性能を有するものであること。
- (カ) つり革、握り棒等、人が触れる頻度の高い条件下において、一度の施工によりウイルスの不活性効果が1年以上持続するものであること。
- (キ) 新型コロナウイルス (COVID-19) の不活性効果を有することに関し、第三者機関の証明書を有していること。

### (2) 例示品

国際興業株式会社 「Etak JET TORNADO」

## 3 発注数量

バス (最大車室内寸法 : 長さ 10.2m×幅 2.3m×高さ 2.4m) の車内全域に除菌・抗菌効果を発揮する量を1台分とし、**全287台分**とする。

## 4 納入

- (1) 納入は次の各営業所整備係に行うこと。

(ア) 塩浜営業所 **125台分**

川崎市川崎区塩浜2-2-1 (044-266-6411)

(イ) 井田営業所 **59台分**

川崎市高津区明津9-8 (044-777-3330)

(ウ) 鷺ヶ峰営業所 **103台分**

川崎市宮前区菅生ヶ丘4-1-1 (044-976-4094)

- (2) 納入時に納品書 (社名、納入数、納入日を明記) を2部提出すること。
- (3) 納入に係る運搬及び搬入の費用等は、全て受注者の負担とする。
- (4) 納入時の故意又は過失によって生じた損害等については、全て受注者の責任において処理することとし、これに要した費用はすべて受注者の負担とする。

(5) 30 台分の抗菌コーティング済みのステッカーを発行すること。

## 5 その他

- (1) 本仕様に定めのない事項については、その都度当局職員と協議して実施するものとする。
- (2) 製品の施工方法について各営業所整備係に対し指導を行うこと。
- (3) 入札申込時に納入予定物品のカタログ、安全データシート、新型コロナウイルス（COVID-19）の不活性効果を有することの証明書の写しを提出し、当局の審査を受けること。

## 6 納入期限

令和7年11月14日（金）